

## STORY16「類似性の難しさ」補足資料 2

# トレースと著作権侵害

STORY16「類似性の難しさ」補足資料「類似性が争われた事例」では、具体的なイメージを持っていたために、イラストと写真に関する裁判例をご紹介しました。もうひとつ、著作物の類似性に関連して世間で度々話題に上るテーマとして、トレース問題（トレパク問題）があります。

トレースとは、一般には、「原図を薄紙などに透かして、敷き写すこと」を意味します（[コトバンク](#)）。もちろん、トレースは技法であってトレース＝著作権侵害ではありません。個々の事案に応じて、トレースの内容が問題になることがあるということです。

問題になる場面としては、大きく2つあります。①ひとつは、ベースとされた著作物の著作権者（著作権者）が、問題となった作品を制作した人を著作権侵害（複製権、翻案権の侵害及び同一性保持権、氏名表示権の侵害）で訴えるケースです。裁判例では、特に写真や他のイラストをベースとして絵を描く行為が問題となる事例が散見されます。②もうひとつは、ある人の作品が自分や第三者の作品をトレースしてパクった作品だと SNS など で発信する行為が名誉毀損に当たるかが争点となり、名誉毀損の枠組みのなかで問題となった作品の制作が著作権の侵害になるかが問題となるケースです。

以下では、上記①（著作権侵害の類型）と②（名誉毀損の類型）に関して、実際の裁判例の事案と裁判所の判断についてご紹介します。

### 裁判例の紹介—①著作権侵害の類型

#### □ 祇園祭写真事件（東京地判平成 20・3・13 判タ 1283 号 262 頁）

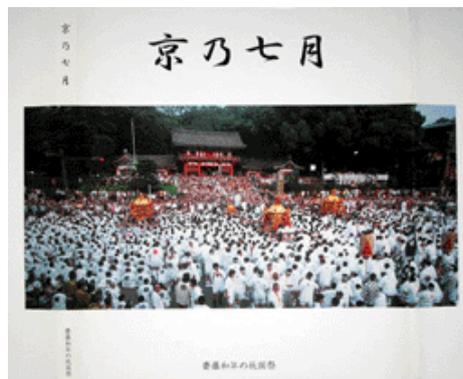
祇園祭写真事件は、原告（京都の祇園祭を中心に撮影するアマチュア写真家）の写真（以下「写真」という。）を元に被告八坂神社らが水彩画を描き祇園祭のポスター等に使用した事案です。

原告は、平成 14 年 7 月に、写真を撮影し、平成 15 年 6 月に写真を表紙に掲載した祇園祭の写真集「京乃七月」を被告サンケイデザインの製版印刷により 1000 部発行していました。原告は、このうち 100 部を被告八坂神社にその余を関係者にそれぞれ無料で配布しています。

被告サンケイデザインは、被告八坂神社からの依頼を受け、平成 17 年 6 月頃、原告の許諾なく、被告サンケイデザインの社員によって、写真に依拠した水彩画を制作したという経緯です。

裁判所は、「水彩画においては、写真とは表現形式は異なるものの、写真の全体の構図とその構成において同一であり、また、写真において鮮明に写し出された部分、すなわち、祭りの象徴である神官及びこれを中心として正面左右に配置された 4 基の神輿が濃い画線と鮮やかな色彩で強調して描き出されているのであって、これによれば、祇園祭における神官の差し上げの直前の厳粛な雰囲気を感じさせるのに十分であり、こ

の意味で、水彩画の創作的表現から写真の表現上の本質的特徴を直接感得することができる…。」として翻案権の侵害になると認定しました。つまり、写真を元にした水彩画に関して著作権侵害になるとの判断です。



原告写真を表紙にした「京乃七月」

出典：原告ウェブサイト <http://www.kazz-saitoh.info/index2.html>



原告写真（上）、被告水彩画ポスター（下）

出典：「祇園祭の写真、無断使用／八坂神社などに賠償命令」四国新聞社（2008年3月13日）

#### □ 舞妓写真事件（大阪地判平成 28・7・19 判タ 1431 号 226 頁）

舞妓写真事件では、日本画家である原告（黒川雅子）が撮影した舞妓の写真（複数枚ある。また、実際の写真と絵画は公開されている判決に添付されていない。以下「写真」という。）を利用して被告の日本画家が日本画（以下「絵画」という。）を制作し、展覧会に出展した行為に対して、原告が写真の著作権侵害を主張しました。

写真が被告に渡った経緯としては、原告が原告と被告の共通の知人である日本画家の P3 に対し絵画制作の参考にするようにと写真を交付し、その後、被告が P3 から写真の再交付を受けたという事実関係があります。原告は、高齢で眼病を患った P3 の絵画制作を援助するため、その撮影した写真を拡大して見やすい

よう加工して提供することがありました。そして、そのような中には舞妓写生会において P3 の求めに応じて P3 が指示する舞妓のポーズを撮影しその写真を P3 に提供することもありました。なお、P3 はデッサンを中心に舞妓の絵画を制作していたもので写真は動きのあるポーズや細部を確認する参考資料とするため利用するにとどめ、その完成した絵画作品は写真に由来することが看取できる部分があるけれども、写真がそのまま利用されているとは見えないものでした。

裁判所は、写真と絵画の類似性に関して、「…写真①と絵画①とを対比すると、絵画①は、その全体的構成が写真①の構図と同一であり、写真①の被写体となっている舞妓を模写したと一見して分かる舞妓を写真①の撮影方法と同じく、正面の全く同じ位置、高さから見える姿を同じ構図で描いていることで写真①の本質の特徴を維持しているが、その背景を淡い単色だけとし、さらに舞妓の姿が全体的に平面的で淡い印象を受ける日本画として描かれることにより創作的な表現が新たに加えられたものであるから、これに接する者が写真①の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物が創作されたものとして、写真①を翻案したものといえることができる。

したがって、被告による絵画①の制作行為は、原告の写真①に係る翻案権を侵害する行為である。」として被告による翻案権の侵害を認めました。

□ 写真素材トレース事件 (東京地判平成 30 ・ 3 ・ 29 判時 2387 号 121 頁)



原告の写真素材集に含まれていた写真素材「コーヒーを飲む男性」



被告の同人誌裏表紙のイラスト

出典：いずれも写真素材トレース事件判決

(黄色マーキングは、『クリエイターのための権利の本』（ポーンデジタル、2018）43 頁による。)

被告が同人誌イベントに出品する小説同人誌の裏表紙に描いたイラストが原告ペイレスイメージズ株式会社の写真素材の著作権を侵害するかが争われた事案です。3つのイラストスペースのうち、下部のスペースで左の男性が持つ雑誌の裏表紙となっているイラスト（黄色マーキング）は、原告が写真素材集として販売していた CD に含まれていた写真を被告がインターネットで見つけて、一部をトレースして描いたものでした。

被告は、平成 27 年 10 月頃、同人誌イベントに出品する小説同人誌の裏表紙を作成した際、インターネットで「コーヒーを飲む男性」の画像を検索して出てきた原告の写真素材のサンプル画像を参照してイラストを描き、同人誌の裏表紙に掲載し、同月 18 日、同人誌イベントにその同人誌を出品して、50 冊を販売していました。

被告は、平成 28 年 7 月、第三者からの指摘を受けて、写真素材が写真素材集 CD に収録されて販売されているものであることを知り、被告は、原告にイラストの作成にあたって写真素材のサンプル画像を参照したことを謝罪し、使用料の支払を申し出るメールを送付しました。これに対して、原告は、被告に対し、当初、損害賠償金として写真素材の販売価格の 20 倍に当たる 54 万円の支払を求めました。その後、原告は、被告に対し、写真素材の販売価格とアトリファレンス料（構図や表現方法を参照して新たな作品を制作する際に著作者から許可を取得する代行手数料）の合計 5 万 9400 円の 5 倍である 29 万 7000 円の支払を求めましたが、被告がこれに応じなかったため、裁判となりました。

裁判所は、次のとおり判示して被告のイラストは原告の写真の著作権侵害ではない、と判断しています。

#### 【共通点】

「写真素材の表現上の本質的特徴は、被写体の配置や構図、被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等の総合的な表現に認められる。一方、…イラストは写真素材に依拠して作成されているものの、イラストと写真素材を比較対照すると、両者が共通するのは、右手にコーヒーカップを持って口元付近に保持している被写体の男性の、右手及びコーヒーカップを含む頭部から胸部までの輪郭の部分のみである。」

#### 【相違点】

「他方、イラストと写真素材の相違点としては、①イラストはわずか 2.6 センチメートル四方のスペースに描かれているにすぎないこともあって、写真素材における被写体と光線の関係（被写体に左前面上方から光を当てつつ焦点を合わせるなど）は表現されておらず、かえって、写真素材にはない薄い白い線（雑誌を開いた際の歪みによって表紙に生じる反射光を表現したもの）が人物の顔面中央部を縦断して加入されている、②イラストは白黒のイラストであることから、写真素材における色彩の配合は表現されていない、③イラストはその背景が無地の白ないし灰色となっており、写真素材における被写体と背景のコントラスト（背景の一部に柱や植物を取り入れながら全体として白っぽくぼかすことで、赤色基調のシャツを着た被写体人物が自然と強調されているなど）は表現されていない、④イラストは上記のとおり小さなスペースに描かれていることから、頭髪も全体が黒く塗られ、写真素材における被写体の頭髪の流れやそこへの光の当たり具合は再現されておらず、また、イラストには上記の薄い白い線が人物の顔面中央部を縦断して加入されていることから、鼻が完全に隠れ、口もほとんどが隠れており、写真素材における被写体の鼻や口は再現されておらず、さらに、イラストでは写真素材における被写体のシャツの柄も異なっていること等が認められる。これらの事実を踏まえると、イラストは、写真素材の総合的表現全体における表現上の本質的特徴（被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等）を備えているとはいえず、イラストは、写真素材の表現上の本質的な特徴を直接感得させるものとはいえない。」

2.6 センチメートル四方とイラストが小さく描かれている特殊性もあるものの、この程度の類似性だと、たとえトレースでも写真の著作権侵害にならないケースもあり得ます。

#### □ まとめ

祇園祭写真事件、舞妓写真事件からは、写真をベースに基本的な構図、構成をそのままにメインの被写体に関する表現も絵画で再現する場合には、写真の本質的特徴が維持されている、つまり、著作権侵害になると評価されやすいといえます。他方で、写真素材トレース事件のように、写真をベースにはしていても、写真の色彩の配合や背景のコントラストが表現されていないなど、写真の総合的な表現がイラストに再現されていないときには著作権侵害にならないこともあります。

### 裁判例の紹介—②名誉毀損の種類

---

#### □ イラストトレース疑惑ツイート事件（東京地判令和 5・10・13（令和 2（ワ） 25439、令和 3（ワ） 1631））

今度は、トレースしてイラストを作成していると指摘されたイラストレーターからの裁判です。イラストトレース疑惑ツイート事件では、被告の行為がイラストレーターである原告（花呂まい）に対する名誉毀損

と判断され、被告に314万円の支払いが命じられました。この事件では、漫画家兼イラストレーターの被告がブログとツイッター（X）で、原告が被告のイラストをトレースしてイラストを作成している旨を指摘しました。



被告作成の検証画像の例（左下の人物イラスト（右側の重ね合わせで青系）が被告のイラスト、  
左上（重ね合わせで赤系）が原告のイラスト）

出典：原告代理人である甲本・佐藤法律会計事務所ウェブサイト

[https://ksltp.com/wp-content/uploads/2023/11/hanamura\\_231109\\_ja.pdf](https://ksltp.com/wp-content/uploads/2023/11/hanamura_231109_ja.pdf)

裁判所は、被告によるトレース行為との指摘が名誉毀損に当たるかに関して、「本来、イラストを創作的に作成することを生業としているはずのイラストレーターである原告が、他人のイラストにフリーライドしてイラストを作成し、それを自身の作品として発表しているとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる」と判示しています。

名誉毀損の判断枠組みとしては、「事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実であると信じた相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される」という基準が確立されています。

そして、裁判所は、原告イラストは、被告イラストよりも先に作成されており、被告イラストをトレースして原告イラストを作成することは不可能であると認定しました。また、裁判所は、イラストを重ね合わせで作成された検証画像では被告が主張する「線の重なり」があると認めましたが、この事実は原告イラストが被告イラストをトレースして作成されたものでもなく「線の重なり」が生じうることをうかがわせるもので、「線の重なり」があることのみで原告が被告イラストをトレースして原告イラストを作成したと推認することはできないと判示しました。さらに、顔のイラストに関しては、目、鼻、口、髪の毛、輪郭といったパーツの配置や形はほぼ同じになること、人の顔らしく見えるように眼と耳は同じ高さに揃える、正中

線を書いて真ん中に鼻を描くといったルールが決まっていること、パーツの顔の向きが同じであれば、その配置について選択の幅は狭いことも指摘しています。

結論として、裁判所は、原告が被告イラストをトレースして原告イラストを作成したとの事実を推認することはできないとして、被告の指摘が真実ではないと認定し、また、原告が被告イラストをトレースして原告イラストを作成したものと信じた相当の理由があるともいえないと認定しました。つまり、被告による指摘は原告に対する名誉毀損に当たるとの判断です。

トレースとの指摘について様々な観点から検討しており、参考になる裁判例といえます。

## 裁判例の紹介—①著作権侵害の類型と②名誉毀損の類型の複合型

### □ トレパク指摘ツイート事件（知財高判令和4・10・19判時2575号39頁）

トレパク指摘ツイート事件は、氏名不詳者（投稿者1及び2）が原告（被控訴人）のイラストについて、別のイラストを重ね合わせるなどの加工をして作成した画像を含む複数のツイッターでの投稿をした行為が、原告の著作権侵害や名誉毀損に当たると主張し、Twitter, Inc.を被告（控訴人）とした発信者情報開示請求の事案です。

①著作権侵害の類型と②名誉毀損の類型の複合型と位置づけましたが、①著作権侵害の類型としては、検証のために原告のイラストを複製した投稿に関して著作権侵害になるか、適法な引用に当たるかが争点となっています（その他ツイッターのタイムライン上の画像表示が一部のみとなることが同一性保持権の侵害に当たるかも争点となっていますが、この点は省略します。）。

第一審が著作権侵害と名誉毀損を認定し、各ツイートが投稿された時以前のログインのうち最も新しいもののIPアドレス並びに年月日及び時刻、投稿者のアカウントの管理者の電話番号及び電子メールアドレスの開示を求める限度で原告の請求を認めたため、被告が控訴しました。

氏名不詳者による投稿は、次のとおりです。

#### ツイート 1-1

これどうだろう ww

ゆるーくトレス？ 普通にオリジナルで描いてもここまで比率が同じになるかな



出典：谷川和幸「トレース指摘ツイート事件」著作権研究49号（2024）159頁

本件投稿画像 1-1-1：投稿者 1 がトレースの元絵と考えたイラスト（乙 1 の 2 イラスト）  
本件投稿画像 1-1-2 と 1-1-3：本件投稿画像 1-1-1 と原告イラストを重ね合わせた検証用画像  
本件投稿画像 1-1-4：投稿者 1 がトレースによって作成されたと考えた複数の原告イラストを並べた画像

### ツイート 1-2

この鏡餅も画像検索ですぐ出てきた。  
トレース常習犯ですわ。  
Y'さん

### ツイート 2-1

Y'様がトレースを否定するツイートをされたようです  
それを信じているファンの皆様  
一度こちらのイラストを見て下さい  
これもまた、Y'様が描いたイラストです  
横顔のイラストと比較し、画力の差に違和感を感じませんか？

### ツイート 2-2

特に横顔同士で比較してみてください  
左の絵には鼻と唇の間に不自然な山があり「横顔がどうなっているか」という基本的なデッサンを理解していない方が描いたようにしか見えません  
Y'様は他のイラストでも手が描けない方です  
それでもトレースしていない、という主張を信じられるのでしょうか

以下では、ツイート 1-1 に関する裁判所の判断を紹介します。結論としては、控訴審では、著作権侵害と名誉毀損のいずれも認めず、原判決の控訴人敗訴部分を取り消す判決となりました。

#### 【著作権侵害】

裁判所は、原告作成のイラストが他人のイラスト又は写真をトレースして作成されたものであることを検証し、批評するために、原告作成のイラストを、トレース元とされるイラスト又は写真と重ね合わせて利用することは、記事の内容を吟味するために便宜でかつ客観性を担保することができるものであるということができ、著作権法 32 条 1 項に規定される適法な「引用」に当たる、と判断しています。

#### 【名誉毀損】

裁判所は、ツイートのスレッド内容を踏まえて一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、ツイートにおけるトレースとは、「イラスト作成用のアプリケーションを利用するなどして、元となるイラストや写真を表示し、その輪郭をなぞるなどの直接的に写し取る方法によりイラストを作成することを指す」と認定しています。

そして、「トレース行為は「複製」に該当するものではあるが、それ自体が直ちに著作権法違反を意味するものではなく、イラストの作成過程において他者の作品のトレース行為がされたことを指摘することが、必ずしもトレースをした者の社会的評価を低下させるとまでいうことはできないものの、本件においては、被控訴人が、自身の作成したイラストを販売するプロのイラストレーターとして活動していたことを踏まえると、ツイート 1-1 の内容は、イラストレーターである被控訴人が、他人のイラストをトレースして作成したものを自らの作品として公表するという著作権法上問題となり得る行為をしていたことを意味し、作品の購入者をして、そのようなイラストレーターから作品を購入することを躊躇させるに足る事実であるから、投稿者 1 がツイート 1-1 を投稿して上記事実を摘示することにより、被控訴人のイラストレーターとしての社会的評価が低下したものと認められる。」としました。

他方で、「ツイート 1-1 は、被控訴人が、他人の著作物をトレースして作成したイラストを自己の作品として公表していることを指摘するものであって、著作権法上の問題がある可能性をうかがわせる内容であり、この指摘は、被控訴人がプロのイラストレーターであることに照らすと、被控訴人作成のイラストを購入しようとする需要者にとって重要な情報であるから、ツイート 1-1 を投稿する行為は、公共の利害に関する事実に係るもので、その目的が専ら公益を図ることにあるということが出来る」と判示しています。

また、原告イラスト 1（女性の横顔のイラスト）とトレース元とされる乙 1 の 1 イラストとは、輪郭、首の角度、耳の位置が一致していること、これらが偶然一致することは困難であると認められること、乙 1 の 1 イラストは、平成 29 年 9 月 1 日に公開されたものであるから、被控訴人が、女性の横顔のイラスト作成のきっかけとなった依頼を受けた平成 30 年 2 月頃の時点で公開されており、被控訴人は、被控訴人イラスト 1 を作成するに当たり、乙 1 の 1 イラストを参照することが可能であった等を総合すると、「原告イラスト 1 が、乙 1 の 2 イラストを、トレースして作成されたものである」という事実は真実である蓋然性が高い。そうすると、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情の存在しないことの立証が足りないというほかない、と判断しました。

#### □ まとめ

裁判例の判断からすると、トレースしたことから直ちに著作権侵害になるわけではないことが分かります。根拠が薄いままにトレース行為だと SNS など公に指摘すると、名誉毀損になる可能性もあります。トレースに限りませんが、自らの作品が模倣されている、無断で利用されていると考えた場合には、SNS に投稿するのではなく、まずはその当事者に対して自分の考えを伝えることを出発点にすべきだと理解しておきましょう。

- [1] 三好一葉「トレース＝「著作権侵害」なのか？ 江口寿史さん巡る疑惑、福井弁護士に聞く線引きのヒント」IT Media News（2025年10月22日）  
<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2510/22/news078.html>
- [2] 海老澤美幸「江口寿史氏の“トレパク”炎上を弁護士が解説 ファッション業界人が気をつけるべきことは？」FASHIONSAP（2025年10月22日）  
<https://www.fashionsnap.com/article/fashion-law-hisashi-eguchi/>
- [3] 友利昂「江口寿史氏のイラスト、著作権的には“セーフ”の可能性も？ 「トレパク」をめぐる“権利侵害”の判断ポイント」弁護士 JP ニュース（2025年10月）  
<https://www.ben54.jp/news/2797/images>
- [4] 木村剛大「江口寿史氏イラストの波紋。著作権、肖像権？トレース問題が映すクリエイターに求められるものとは」Tokyo Art Beat（2025年10月16日）  
<https://www.tokyoartbeat.com/articles/-/illustration-art-law-insight-202510>